

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

- 1 この会は、高品質ソフトウェア技術交流会と称する。
- 2 この会の略称は、「QuaSTom」とする。

## 第2章 目的及び事業

### 第2条（目的）

この会は、会員のソフトウェア技術者としての能力の向上を目指し、会員相互の交流の促進を目的とする。

### 第3条（事業）

この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)定例会、分科会、講演会、及び合宿等の開催
- (2)会誌・図書及び資料の刊行
- (3)その他前条の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

### 第4条（会員の種類）

この会の会員は、次のとおりとする。

- (1)正会員 高品質ソフトウェアに関する自己の技術向上に熱意ある者
- (2)賛助会員 この会の目的に賛同し、その事業を援助する者又は団体

### 第5条（会員資格の取得手続）

この会に入会しようとする者は、所定の入会申込書に年会費を添えて申し込まなければならない。

### 第6条（年会費及び参加費）

- 1 この会の会員は、所定の年会費を支払わなければならない。
- 2 なお年度の最終定例会実施後に入会した場合の年会費は、翌年度分として扱う。
- 3 この会の行う事業に参加する会員は、その都度所定の参加費を支払わなければならない。
- 4 既納の年会費、及び参加費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。
- 5 この会への参加を検討中の個人に対し、以下の活動への「見学」参加を認める。

なお、会則に定める事案に当てはまらない見学の可否に関しては、分科会活動は各分科会長または副会長が、それ以外の活動は会長または副会長が判断する。

#### (1) QuaSTomの会費内で行われる活動

以下の活動に原則無料で見学できる。但し、QuaSTom会員も実費負担する場合は、見学者も所定の額を負担する。見学の回数は1人1回限りとする。

- ・定例会およびその後の情報交流会等
- ・講演会等の各種イベント
- ・分科会活動

#### (2) QuaSTomの会費以外で行われる活動

以下の活動に参加する場合は、実費負担が必要な場合は会員と見学者ともに実費負担する。見学の回数は制限しない。

- ・定例会または分科会活動後に有志で行う情報交流会等
- ・会員有志が行う個別の有料イベントに参加する場合

例) 別途講師を招いた勉強会、視察や交流を目的とした旅行、

-

#### 第7条（会員の権利）

会員は、この会が刊行する会報及び資料の配布を受けるほか、この会の行う事業に参加する資格を有する。

#### 第8条（会員資格の喪失）

会員は、次の事由によりその資格を喪失する。

- (1) 所定の継続手続きを怠った者
- (2) 死亡・失踪宣言並びに賛助会員である団体の解散
- (3) 除名

#### 第9条（除名）

会員に、この会の名誉を毀損し、または目的に違反する行為があるときは、幹事会の同意を得て、会長がこれを除名することができる。

### 第4章 役員

#### 第10条（役員の種類）

この会には、次の役員を置く。

- (1) 幹事 6名以上とする（上限は定めない。うち会長1名、副会長2名）
- (2) 監査役 2名以内とする。

-

#### 第11条（役員を選任）

役員は、総会で正会員の中から選任する。役員を選任方法については、総会において定める。

#### 第12条（幹事の職務）

- 1 会長は、この会の業務を総理し、この会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時又は欠けた時は、会長があらかじめ指名した順位によりその職務を代理する。
- 3 副会長に事故ある時又は欠けた時は、会長があらかじめ指名した順位によりその職務を代理する。
- 4 幹事は、幹事会を組織して、この会則に定めるもののほか、総会の権限に属する事項以外の事項を議決し、執行する。

#### 第13条（監査役の職務）

監査役は、この会の会計全体を監査する。

#### 第14条（役員任期）

- 1 この会の幹事の任期は2年、連続2期を限度とする。
- 2 会長、及び副会長の任期は1年、各々連続3期を限度として第1項にかかわらず幹事を継続できるものとする。
- 3 監査役の任期は、1年とし再任を妨げないものとする。
- 4 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでその職務を行う。

#### 第15条（役員報酬）

この会の役員は無報酬とする。

### 第5章 役員以外の役職者

#### 第16条（事務局）

この会には、次の運営のために事務局担当者を置く（上限は定めない。うち主事務局担当者1名）。

- 1 事務局担当者 2名以上とする。
- 2 主事務局担当者及び事務局担当者は、幹事会の推薦により、本人の承諾を受けて選任される。
- 3 事務局担当者は、主事務局担当者を補佐し、主事務局担当者に事故ある時又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順位によりその職務を代理する。
- 4 事務局担当者は、この会の運営に関する事務的な作業を幹事会の了解のもと実施する。
- 5 事務局担当者の任期は、1年とし再任を妨げないものとする。
- 6 事務局担当者は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでその職務を行う。
- 7 この会の事務局担当者は無報酬とする。

#### 第17条（相談役）

- 1 この会に相談役を置くことができる。
- 2 相談役は、幹事会の推薦により、本人の承諾を受けて選任する。
- 3 相談役は、この会の運営に関する重要事項について会長の諮問に応ずる。
- 4 相談役の任期は、1年とし再任を妨げないものとする。

5 相談役は無報酬とする。

## 第6章 会議

### 第18条（会議の種類）

- 1 この会の会議は、総会及び幹事会とする。
- 2 総会は、正会員をもって組織する。
- 3 幹事会は、幹事をもって組織する。

### 第19条（総会の招集）

- 1 総会は、毎年度最初の定例会と同時に会長が招集する。
- 2 臨時総会は、年度途中の定例会と同時に会長が必要な時に招集することができる。

### 第20条（総会、幹事会の議長）

総会、幹事会の議長は、会長とする。

### 第21条（総会の議決方法）

総会の議事は、この会則に別に定める場合を除いて、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

### 第22条（幹事会の招集）

幹事会は、会長が招集する。

幹事会は必要に応じて幹事以外の会員を招集することができる。

但し幹事以外は幹事会の決議権は無い。

### 第23条（幹事会の議決方法）

幹事会の議事は、出席幹事の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

### 第24条（幹事会の議決事項）

幹事会は、この会則に定めるもののほか次の事項について議決する。

- (1) 総会に提案すべき事項
- (2) 会務の執行に関する事項
- (3) その他会長が必要と認めた事項

### 第25条（議事録）

この会の会議の議事については、議事録を作成し、幹事会の議決を経て、これを保存する。

## 第7章 成果物

### 第26条（著作権の帰属）

- 1 この会の行う事業における成果物の著作権はこの会に帰属する。
  - 2 公開する成果物には下記の著作権を表記する。必要に応じて公開年度も記載する。
    - ・ Copyright(C) 2010 高品質ソフトウェア技術交流会 All rights reserved.
    - ・ (C) 高品質ソフトウェア技術交流会 2010
    - ・ (C) QuaSTom 2010
    - ・ (C) 高品質ソフトウェア技術交流会
    - ・ (C) QuaSTom
  - 3 この会で開催する講演会において講師が事前に準備した資料及び事例発表で会員が事前に準備した資料の著作権はこの会に帰属しない。

### 第27条（開示範囲・二次配布）

- 1 原則として成果物の開示範囲は会員内のみとし、二次配布も禁止する。

ただし、取り扱い条件は、成果物を作成したグループ内の合意によって個別に定めることができる。取り扱い条件には、開示範囲の他に後日の配布請求を制限する時間的制約や二次配布に関する制約なども含まれる。

合意した取り扱い条件は、著作権表記と共に成果物へ記載する。
- 2 会員が成果物を利用したり、一部を引用する場合は、著作権表記の記載を持って許可する。
- 3 この会の活動に参加する者は、成果物の開示範囲を厳守する旨、誓約した者とする。成果物についての守秘義務は、活動後も有効とする。

## 第8章 会則の変更

### 第28条（会則の変更）

この会則は、総会の議決を経なければ変更することができない。

## 第9章 補則

### 第29条（年度）

この会の年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第30条（細則）

この会則の施行についての細則は、幹事会の議決を経て、別に定める。

### 第31条（書類の備付等）

この会の事務局に、次の書類を備えなければならない。

- (1) 会則
- (2) 会員名簿並びに幹事の名簿
- (3) 総会及び幹事会の議事に関する事項
- (4) その他の必要な書類